

掲示用

長野市公告第4号

認可地縁団体が所有する不動産の移転登記について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転に係る公告申請書がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月7日

長野市長 萩原健司

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 牛池区

(2) 区域 長野市若穂綿内7番地1から34番地1まで、42番地1から86番地まで、95番地2から152番地5まで、161番地3、163番地1、163番地5から166番地2まで、168番地1から248番地3まで、576番地1から583番地3まで、595番地から603番地2まで、6158番地、6161番地2から6166番地まで、6167番地2、6168番地1、2、6240番地1から6240番地14まで、8932番地

(3) 主たる事務所 長野市若穂綿内116番地1 牛池公民館

2 申請不動産

(1) 土地

別紙1のとおり

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
別紙2のとおり

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人
又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 公告期間

令和8年1月7日から令和8年4月6日まで

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類を長野市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

長野市役所 地域・市民生活部 地域活動支援課 都市内分権担当